

第19回大和高田市個人情報保護運営審議会 会議要録

◇日 時：令和4年8月30日（火）午前10時00分～午前10時50分

◇場 所：本庁 5階 会議室7

◇出席者

委 員 片桐直人 野島佳枝 磯部昌淳 渡辺孝 隅田唯

傍 聴 人 なし

事 務 局 法務課長 米田和章 法務係主事等 西川以純 佐藤鳴海

担当課 教育総務課：課長 木村喜洋

◇諮問事項 大和高田市立片塩中学校における防犯等カメラシステムの設置に伴う次の事項

- ① 個人情報を本人以外の者から収集することの必要性について
- ② 本人以外の者から個人情報を収集することに伴う本人通知の省略について

◇会議内容

事務局	(事務局あいさつ) それでは、大和高田市個人情報保護運営審議会規則第3条に基づき、会議を開催しますので、議長よろしく申し上げます。
議長（会長）	(議長あいさつ) それでは議事を進めさせていただきます。 諮問事項 大和高田市立片塩中学校における防犯等カメラシステムの設置に伴う①個人情報を本人以外の者から収集することの必要性について②本人以外の者から個人情報を収集することに伴う本人通知の省略について、実施機関から説明をお願いします。
実施機関	(諮問事項の説明資料に基づく説明)
議長（会長）	説明の内容を審議するにあたり、確認したい事項等あれば、ご質問ください。
委員	諮問事項の説明中保護措置9において「映像を提供したときは、提供した映像（個人が特定されないための措置を講じたときは当該措置を講じる前の映像）を電磁的記録媒体に複製し」とあります。一方で、規程第9条においては「映像を提供したときは、当該提供した映像（前

	<p>条第2項の規定により個人が特定されないための措置を講じたときは、当該措置を講じる前及び講じた後の映像)を電磁的記録媒体に複製し」と定められています。提供先に対しこの内容を提供したとわかる物を保存しておくことが妥当であると思いますが、実施機関の説明では措置を講じる前の映像のみ保存しておくということでしたので、この点どういった理由で違いが生じているのでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>映像の提供というのは、記録した映像そのものを提供するのではなくそこから必要な部分を複製したものを渡します。提供先において当該複製物が改変されるおそれもあるわけですが、第9条は、そういった改変がなされることを防止する目的で提供した映像を保管しておくという趣旨であります。この意味において、(措置を講じる)前後の映像さえあればよいというものでもないので、実施機関においてはその趣旨を達成できるような保護措置を行っていただきたいと思えます。</p>
委員	<p>民家が映り込む場合はマスキング処理を施すという説明でしたが、当該処理は映像が記録される段階から行われるのでしょうか。</p>
実施機関	<p>ご質問のとおりです。</p>
委員	<p>であれば、記録媒体にはマスキング処理された映像が記録されていることになるということでしょうか。</p>
実施機関	<p>ご質問のとおりです。</p>
議長（会長）	<p>今のご質問について、加えて画角の調整、民家や路上が映り込まず、敷地内が映り込むようにする必要があります。収集の目的を達成できるようにカメラの設置方法を検討していただきたいです。</p>
委員	<p>録画・表示装置設置予定として、2階は職員室（既設）と印刷室（更新）の2か所設置するということですが、これはどうして分けたのでしょうか。</p>
実施機関	<p>まず「(既設)」となっている録画・表示装置について、これは審議会における諮問を経て設置されたものですが、「(更新)」の録画・表示装置については審議会の諮問を経ず、また校長等現場の者に聞き取りをした結果、いつから設置されているのか、なぜ設置されてい</p>

	<p>るのか等経緯が不明のものとなっております。本来であれば録画システムを集約し、再統合して設置の要否を検討すべきものですが、予算上の制限があり、既設の機器や配線を再利用して設置することとなったため、このように複数台録画・表示装置を設置するものとなっております。</p>
議長（会長）	<p>「(既設)」となっているものについては、既に設置されているカメラ、録画・表示装置すべてを今後も運用するものではなく、その一部を運用するものでしょうか。</p>
実施機関	<p>ご質問のとおりです。</p>
議長（会長）	<p>「(既設)」となっているカメラ、録画・表示装置は、いつ諮問にかけられたのでしょうか。</p>
実施機関	<p>定かではありませんが、平成20年代後半に諮問したものと記憶しております。</p>
議長（会長）	<p>諮問していないものは、どれが該当するのでしょうか。</p>
実施機関	<p>「(更新)」がそれに該当します。</p>
議長（会長）	<p>「(既設)」のカメラと「(更新)」のカメラの設置時期は同じでしょうか。</p>
実施機関	<p>いえ、異なります。「(更新)」のカメラについては、設置された時期は不明です。</p>
議長（会長）	<p>「(既設)」となっているカメラを諮問したときには「(更新)」のカメラはすでに設置されていたものと思われませんが、過去の諮問では、何故わざわざ「(既設)」のカメラのみ分けて諮問されたのでしょうか。</p>
実施機関	<p>諮問当時「(更新)」のカメラについて、所管課が当該設置の事実を把握していなかったため、諮問対象から漏れたものと思われま</p>
議長（会長）	<p>今回の諮問結果にかかわらず、すべてのカメラについて「大和高田市防犯等カメラシステムの設置、管理及び運用規程」が適用され、それに定める保護措置を取ることが前提になることを再度確認してください。また、今回の諮問を契機に、所管するすべての学校に設置されているカメラについて、改めてその設置及び運用状況を把握していただきたいです。というのも、個人情報保護法が改正され、今後こう</p>

	<p>いった審議会の中で運用の是非について諮問できないこととなります。運用に当たって必要な保護措置は何なのかについて、自分たちでしっかりと認識して検討していく必要性が高まるということです。情報を入手する行為は、複雑化、高度化、容易化しています。例えばコロナ禍の昨今、検温する際顔認証機能もありますが、カメラ機能が付随していればこれが防犯カメラに当たる可能性も考えられますし、情勢に鑑みると、現場がこのような運用をする可能性も十分に考えられます。チェック体制の強化が必要になっているということを認識してください。</p> <p>次に、事務局に伺いますが、規程第7条第2項に「映像取扱者は、映像を利用し、又は提供したときは、防犯等カメラシステム映像記録簿（様式第2号）にその旨を記載し」と規定されていますが、これはこういった利用又は提供を想定されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>目的外の場合を想定しています。</p>
議長（会長）	<p>同条第1項の規定から考えると、目的外の場合に限らずここは目的内の場合も含めすべての利用、提供が想定されると考えられます。本当にこの運用でよいのかという疑問はありますが、学校の先生たちがカメラに記録された映像を見るという行為もやはり利用に当たりますので、規程がこのような定めになっている以上この場合もやはり記録簿に記録しなければならないということになります。運用規程に関する現場の理解についても徹底する必要があるとあって、それは、このように直感での必要性と、保護措置のためにあえて設けられている規定との間で乖離があるからです。</p> <p>次に、「本人以外の者から収集する個人情報、個人の容貌及び姿態であり、映像で確認される個人を特定することが事実上困難である。」とのご説明がありましたが、これはどういう意味でしょうか。</p>
実施機関	<p>不特定多数の来校者の容貌等を撮影するため、条例第7条第4項に基づく通知を一人一人に対し行うことが困難であると、そういった趣旨の説明をする意図でございます。</p>
議長（会長）	<p>であれば、この文脈で「特定」という文言を使用することは適切で</p>

	<p>ないです。個人情報保護法制上「特定」の文言は特別の意味で使用されます。ご説明の趣旨である旨修正しておいてください。</p> <p>他にになにかございますか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>他に意見がないようですので、大和高田市立片塩中学校における防犯等カメラシステムの設置に伴う①個人情報を本人以外の者から収集することの必要性について②本人以外の者から個人情報を収集することに伴う本人通知の省略について承認をしてもよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
議長(会長)	(閉会のあいさつ)